

# 倉敷市琴浦公民館建替事業

## 入札説明書

平成 3 1 年 4 月 4 日

倉 敷 市

— 目次 —

第 1 入札説明書の定義	1
第 2 事業概要	2
1 事業内容に関する事項	2
(1)事業名称	2
(2)事業に供される公共施設等	2
(3)公共施設等の管理者の名称	2
(4)事業の目的	2
(5)事業方式	2
(6)事業者への支払い	2
(7)事業実施スケジュール（予定）	2
(8)遵守すべき法令等	3
第 3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 民間事業者の募集及び選定の方法	5
2 募集・選定の手順及びスケジュール	5
3 応募者の備えるべき参加資格要件	5
(1)応募者の構成等	5
(2)共通の参加資格要件	5
(3)各業務における応募者の資格要件	6
(4)参加表明書の提出日以降の取り扱い	7
4 入札手続等	7
(1)入札説明書等に関する事項	7
(2)参加表明書の受付	9
(3)参加資格審査の確認通知	9
(4)提案書の提出	10
(5)上限価格	13
5 落札者の選定及び決定	13
(1)審査の体制	13
(2)選定の方法	13
(3)落札者の決定及び公表	14
第 4 契約に関する基本的な考え方	15
1 契約内容についての協議	15
2 契約保証金等	15
3 前払金・中間前払金及び部分払について	15
4 仮契約及び契約の締結	15
5 入札及び契約締結に伴う費用負担	15
6 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	15

第5 その他事業の実施に関し必要な事項.....	16
1 債務負担行為の設定 .....	16
2 情報公開及び情報提供 .....	16
3 市からの提示資料の取り扱い .....	16
4 本事業に関する市の担当部署 .....	16

○別添資料

資料1 要求水準書

資料2 落札者決定基準

資料3 事業仮契約書（案）

資料4 様式集

## 第1 入札説明書の定義

倉敷市琴浦公民館建替事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、倉敷市（以下「市」という。）が、倉敷市琴浦公民館建替事業（以下「本事業」という。）を設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）で実施するに当たり、平成31年4月4日に公告した本事業の総合評価一般競争入札について、本事業を実施する民間事業者を選定するための条件及び手続き等を記載したものである。

また、要求水準書、落札者決定基準、仮契約書、事業契約書、様式集についても、入札説明書と一体的なもの（以下これらを総称して「入札説明書等」という。）として扱うものである。

## 第2 事業概要

### 1 事業内容に関する事項

#### (1)事業名称

倉敷市琴浦公民館建替事業

#### (2)事業に供される公共施設等

倉敷市琴浦公民館（以下「琴浦公民館」という。）

#### (3)公共施設等の管理者の名称

倉敷市長

#### (4)事業の目的

琴浦公民館は、1972（昭和47）年に新築・設置された。今年で築後47年を迎え、内部の設備だけではなく、外壁が剥離するなど、老朽化が進んでいるほか、耐震性も確保できていないため、この度、建替えをすることとした。公民館は、最も身近な公共施設であり、本事業は地域の生涯学習拠点を充実させるとともに、地域住民の交流の場を提供することで、活力と潤いのある地域社会の実現を目指すことを目的とする。

市は、設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）を採用することにより、効率的で合理的な設計・施工を実現するとともに、工事の品質の向上、事業費の削減、事業期間の短縮など、より効果的な事業実施が図られることを期待するものである。

#### ①本対象施設

琴浦公民館

#### ②事業の範囲

本事業で選定された民間事業者による企業連合（コンソーシアム）（以下「事業者」という。）が行う主な業務は、次のとおりである。具体的な事項については、要求水準書において提示する。

- ・琴浦公民館に係る設計業務
- ・琴浦公民館に係る建設及び工事監理業務（既存公民館の解体を含む。）
- ・市民への説明業務

#### (5)事業方式

本事業は、設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）によるものとする。

#### (6)事業者への支払い

市は、解体、設計、建設工事・工事監理の各事業費について、各事業の完了後に支払う。

#### (7)事業実施スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は、次のとおりである。

日 程	内 容
令和元年 8 月	仮契約締結
令和元年 9 月	市議会議決後、本契約締結
令和元年 9 月	本施設の設計・建設着手
令和 3 年 2 月	工事完了
令和 3 年 4 月	本施設の供用開始

## (8)遵守すべき法令等

本事業を実施するに当たり、遵守すべき法令及び条例等、参考とすべき仕様書等は次のとおりである。このほか、本事業に関連する法令等を遵守すること。

### ①法令等

- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
- ・民法（明治 29 年法律第 89 号）
- ・商法（明治 32 年法律第 48 号）
- ・各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法

### ②県・市条例

- ・岡山県建築物等の制限に関する条例（昭和 26 年 3 月 20 日岡山県条例第 10 号）

- ・岡山県福祉のまちづくり条例（平成 12 年 1 月 4 日岡山県条例第 1 号）
- ・岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成 18 年岡山県条例第 64 号）
- ・岡山県自然環境保護条例（昭和 46 年 12 月 21 日条例第 63 号）
- ・岡山県環境基本条例（平成 8 年 10 月 1 日条例第 30 号）
- ・岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成 13 年 12 月 21 日条例第 76 号）
- ・岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成 13 年 12 月 21 日条例第 74 号）
- ・倉敷市公民館条例（昭和 44 年 6 月 25 日倉敷市第 35 号）
- ・倉敷市水道条例（昭和 43 年 10 月 15 日倉敷市条例第 72 号）
- ・倉敷市下水道条例（昭和 43 年 3 月 31 日倉敷市条例第 28 号）
- ・倉敷市都市景観条例（平成 21 年 9 月 30 日倉敷市条例第 40 号）
- ・倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年 12 月 27 日倉敷市条例第 55 号）
- ・倉敷市福祉のまちづくり条例（平成 9 年 4 月 1 日倉敷市条例第 24 号）
- ・その他関連する条例、規則等

### ③参考仕様書・参考基準

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・防災拠点等となる建築物に関わる機能継続ガイドライン（平成 30 年 5 月国土交通省住宅局）
- ・日本建築学会諸規準
- ・建築構造設計基準（平成 25 年国土交通省国営整第 38 号）
- ・電気設備工事共通仕様書及び同標準図
- ・建築工事安全施工技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・建設副産物適正処理推進要綱
- ・建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕課監修（最新版））
- ・倉敷市工事執行規則

なお、解釈に関して基準等の中で相反する等疑義が生じた場合は、別途市と協議の上、適否について決定するものとする。

### 第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 民間事業者の募集及び選定の方法

本事業では、公民館の設計、建設についての事業者の幅広い能力や提案内容を総合的に評価するものである。

従って、事業者の募集及び選定に当たっては、事業者が入札説明書に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定する。

#### 2 募集・選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定に当たってのスケジュールは、次のとおりとする。

日 程	内 容
平成 31 年 4 月 4 日 (木)	入札の公告及び入札説明書等の公表
平成 31 年 4 月 18 日 (木)	入札説明書等に関する質問受付期限
令和元年 5 月 16 日 (木)	競争的対話の実施
令和元年 5 月 22 日 (水)	参加表明書の提出受付締切
令和元年 5 月 24 日 (金)	参加資格審査の確認通知
令和元年 7 月 18 日 (木)	入札書及び提案書の提出受付締切
令和元年 7 月 30 日 (火) 午後または 31 日 (水) 午前	提案内容に関するヒアリングの実施
令和元年 8 月上旬	落札者の決定及び結果公表
令和元年 8 月	仮契約の締結
令和元年 9 月	市議会議決後、本契約の締結

#### 3 応募者の備えるべき参加資格要件

##### (1) 応募者の構成等

本事業の応募者に備えるべき参加資格要件は、以下に定めるとおりとする。

応募者は、設計と建設のそれぞれの業務を担う 2 以上の企業から構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）で応募するものとし、応募グループは、代表企業を定め、代表企業が手続きを行う。なお、応募グループ内の代表企業以外の企業を構成企業とする。応募者は、参加表明書の提出日から本事業に係る契約の締結日まで参加資格要件を満たすものとする。

##### (2) 共通の参加資格要件

次のアからクまでのいずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当すると認められる者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者又は入札公告日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者



- オ 倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けている者
- カ 破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者
- キ 直近 1 年分の法人税、消費税、法人地方税を滞納している者
- ク 本事業のアドバイザー業務の受託者及びその協力会社と、資本面又は人事面において関連がある者

受注者及び その協力会社	株式会社 地域経済研究所（大阪市中央区） 株式会社 ピーピーアイ計画・設計研究所（大阪市中央区） 北口・繁松法律事務所（大阪市北区）
-----------------	--

なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

- ケ 本事業の応募グループの代表企業、構成企業のいずれかの者が、他の応募グループの代表企業、構成企業として応募した者
- コ 第 3 5 (1)に記載の倉敷市琴浦公民館建替事業者選定委員会の委員との資本関係又は人的関係において、次に掲げる A)～E)のいずれかに該当する者
  - A)委員が発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
  - B)委員が資本総額の 50%を超える出資をしていること。
  - C)委員の所属する企業が、発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
  - D)委員の所属する企業が、資本総額の 50%を超える出資をしていること。
  - E)委員が役員または従業員となっていること。

### (3)各業務における応募者の資格要件

応募者は、それぞれ以下に掲げる要件をすべて備えていなければならない。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができるが、施設の建設業務を行う者が施設の工事監理業務を行う者を兼ねることはできない。

#### ①施設の設計業務を行う者（以下「設計企業」という。）

- ア 倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告知第 208 号。以下「要綱」という。）に基づく建設関係コンサルタント業務（建築設計）における入札公告を行う年度の入札参加資格を有すること。
- イ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ウ 公告の日から参加表明書の提出期限の日までの期間に、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていない者（処分を受けた地域を問わない。）
- エ 当該設計業務に管理技術者 1 名及び担当技術者を 1 名以上配置できる者
- オ 公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。なお、当該実績は、平成 16 年 4 月 1 日以降にしゅん工したものに限る。

## ②施設の工事監理業務を行う者（以下「工事監理企業」という。）

- ア 倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告知第 208 号。以下「要綱」という。）に基づく建設関係コンサルタント業務（建築設計）における入札公告を行う年度の入札参加資格を有すること。
- イ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ウ 公共施設の工事監理の実績を有していること。なお、当該実績は、平成 16 年 4 月 1 日以降にしゅん工したものに限る。（公告の日において工事中であるものを含む。）

## ③施設の建設業務を行う者（以下「建設企業」という。）

- ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による岡山県内における営業停止の処分を受けていない者（当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ、対象が公共工事に係るものに限る。）
- ウ 平成 30 年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿の建築一式工事部門の特 A 又は A 上として掲載されている市内業者（倉敷市内に本社又は本店を有する企業）であること。
- エ 当該工事に、建設業法第 26 条第 4 項の規定に基づく監理技術者を専任で配置できる者
- オ 公共施設で延床面積が 500 ㎡以上の施設に係る施工の実績を有していること。なお、当該実績は、平成 16 年 4 月 1 日以降にしゅん工したもので、元請人として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。

## (4)参加表明書の提出日以降の取り扱い

参加資格を有すると認められた応募グループの代表企業、構成企業のいずれかの者が、参加表明書の提出日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ア 参加表明書の提出日から落札者決定日までの間に、応募グループの代表企業、構成企業のいずれかの者に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として失格とする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件として参加資格要件を欠く応募グループの構成企業の変更をする場合は、この限りではない。（代表企業の変更は認めない。）
- イ 落札者決定日から契約の締結日までの間に、応募グループの代表企業、構成企業のいずれかの者に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は仮契約を解除しても、市は一切責を負わない。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件として入札参加資格要件を欠く応募グループの構成企業の変更ができるものとし、市は変更後の応募グループと仮契約を締結できるものとする。（代表企業の変更は認めない。）

## 4 入札手続等

### (1)入札説明書等に関する事項

#### ①入札説明書等に関する説明会

この入札説明書等に関する説明会を次のとおり実施する。

ア 日時

平成 31 年 4 月 11 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

イ 場所

ライフパーク倉敷 2 階第 1 会議室

ウ 申込期限

平成 31 年 4 月 10 日（水）午後 5 時 00 分

エ 参加申込方法

入札説明書等に関する説明会参加申込書（様式 1-1）に必要事項を記載の上、倉敷市教育委員会ライフパーク倉敷市民学習センターまで、電子メールでファイルを添付して申し込むこと。参加人数は、1 社 3 名までとする。※アドレスは、「第 5 4」に記載。

**②入札説明書等に関する質問・意見及び回答の公表**

入札説明書等に記載の内容に関して、質問・意見の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

ア 受付期間

平成 31 年 4 月 5 日（金）から 4 月 18 日（木）午後 5 時 00 分（必着）

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」（様式 1-2）に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出のこと。

なお、電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認を行うこと（午前 9 時から午後 5 時までとする）。

ウ 提出先

倉敷市教育委員会ライフパーク倉敷市民学習センター（メールアドレス・電話番号は、「第 5 4」に記載）

エ 回答の公表

質問に対する回答は、令和元年 5 月 9 日（木）に市民学習センターのホームページで公表する。

**③競争的対話の実施等**

入札説明書等に関して提出された質問に対する回答の公表後、回答内容に対する再質問、事業提案に際して、民間事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、以下のとおり、競争的対話を実施する。

なお、競争的対話の結果については、競争的対話でなされた質疑応答内容のうち、競争的対話参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、落札者決定後に公表する。

なお、競争的対話に参加した者の企業名は公表しないものとする。

開催日時	令和元年 5 月 16 日（木） ※具体的な日時及び場所等、競争的対話の実施に係る詳細については、市から電子メールで通知する。 ※競争的対話の参加人数は 3 名程度とする。 ※競争的対話の申し込みが多数の場合は、上記の対話期間を延長する場合がある。
------	---

申込方法	競争的対話への参加を希望する企業は、様式集の競争的対話参加申込書（様式 1-3）に必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「競争的対話への参加申し込み（企業名）」と明記すること。また、電話での受付は行わない。
申込み先	倉敷市教育委員会ライフパーク倉敷市民学習センター（メールアドレスは、「第 5 4」に記載）
申込期限	令和元年 5 月 14 日（火） 午後 12 時必着

## (2)参加表明書の受付

### ①提出書類

参加資格審査に関する提出書類は下表の様式 Microsoft Word を使用して作成すること。また、提出書類は A 4 サイズ二穴のファイルに綴じた状態で、正 1 部、副 1 部を持参により提出すること。

名称	様式	形式
参加表明書	2-1	Word
グループ構成表及び役割分担表	2-2	Word
委任状（代表企業）	2-3	Word
委任状（復代理人）	2-4	Word
参加資格審査申請書	2-5	Word
参加資格審査申請書添付書類	2-6	Word
類似業務実績（設計・工事監理・建設）	2-7	Word
指名停止等措置状況調書	2-8	Word

### ②受付期間

令和元年 5 月 21 日（火）及び 5 月 22 日（水）の、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。参加資格審査に関する提出書類を提出する際、提出する前日の午後 5 時 00 分までに、電話にて提出時間を連絡すること。

なお、この際、提出時間の変更を行うことがある。

### ③受付場所

倉敷市教育委員会ライフパーク倉敷市民学習センター

## (3)参加資格審査の確認通知

参加資格審査の確認の結果は、応募グループの代表企業へ令和元年 5 月 24 日（金）に書面を郵送する。

### ①提案書番号の付記

本事業における提案書の各書類の右下所定欄に記載する提案書番号は、参加資格審査の確認結果の通知に付記するものとする。

## ②参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、市の担当部署に対して令和元年5月30日（木）までに書面を郵送にて提出し、理由の説明を求めることができる。市は説明を求められたときは、令和元年6月6日（木）に説明を求めた者に書面による回答を郵送する。

## ③入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札を辞退する場合は、令和元年7月17日（水）午後5時00分までに「入札辞退届」（様式2-9）を提出すること。

## (4)提案書の提出

### ①提出書類

名称	様式	形式
提案提出書	3-1	Word
要求水準に関する誓約書	3-2	Word
提出書類チェックリスト	3-3	Word
1 施設整備に関する事項		
施設整備に関する提案書（表紙）	3-4	Word
公民館の整備	3-4-1	Word
生涯学習・地域連携の場となる施設の創造に関する提案	3-4-1	Word
地域の風土への配慮に関する提案	3-4-1	Word
景観への配慮に関する提案	3-4-1	Word
環境への配慮に関する提案	3-4-1	Word
施設のランニングコストの縮減に関する提案	3-4-1	Word
建築設備への配慮に関する提案	3-4-1	Word
バリアフリー及びユニバーサルデザインへの配慮に関する提案	3-4-1	Word
安全性への配慮に関する提案	3-4-1	Word
仕上げへの配慮に関する提案	3-4-1	Word
防災への配慮に関する提案	3-4-1	Word
音と振動に対する配慮に関する提案	3-4-1	Word
建物の長寿命化に関する提案	3-4-1	Word
その他の独自提案	3-4-1	Word
既存施設の解体	3-4-2	Word
安全性に関する提案	3-4-2	Word
近隣への配慮に関する提案	3-4-2	Word
提案者の創意工夫によるアイデア	3-4-2	Word
外構工事	3-4-3	Word
安全性に関する提案	3-4-2	Word
近隣への配慮に関する提案	3-4-2	Word
提案者の創意工夫によるアイデア	3-4-2	Word

2 事業実施に関する事項		
事業実施に関する提案書（表紙）	3-5	Word
実施体制	3-5-1	Word
確実な事業実施に向けた体制の構築	3-5-1	Word
市との協議、連絡体制	3-5-1	Word
リスク管理方針	3-5-1	Word
施工計画	3-5-2	Word
安全性の確保	3-5-2	Word
確実な工程、工期短縮	3-5-2	Word
周辺への配慮	3-5-2	Word
地球環境への配慮	3-5-2	Word
地域経済への配慮	3-5-3	Word
3 設計図書に関する提出書類		
設計図書（表紙）	3-6	Word
建築概要	3-6-1	Word
面積表	3-6-2	Word
全体鳥観図（パース）	—	PDF
全体配置図	—	PDF
外構計画図	—	PDF
内外部仕上表	—	PDF
各階平面図	—	PDF
断面図	—	PDF
立面図	—	PDF
諸室平面詳細図	—	PDF
サイン計画図	—	PDF
日影図	—	PDF
解体計画図	—	PDF
事業実施工程表	—	PDF
4 価格に関する事項		
入札書	4-1	Word
入札価格内訳書	4-1-1	Word
委任状（開札の立会い）	4-2	Word

## ②受付期間

令和元年7月17日（水）及び7月18日（木）の、午前9時から午後5時までとする。提案書を提出する際、前日の正午までに、受付場所へ電話にて来庁希望時間を連絡すること。なお、この際、提出時間の変更を行うことがある。

### ③受付場所

倉敷市教育委員会ライフパーク倉敷市民学習センター

### ④提出部数及び提出方法

提出提案書及び要求水準に関する誓約書、提出書類チェックリスト、入札書、入札価格内訳書、委任状（開札の立会い）については、正1部とし、その他の書類は、正1部、副9部とする。また、提案書等一式の電子データ（設計図書を作成した際の原本データ並びに提案書と同様の構成でまとめたPDFデータ）はCD2枚とし、持参により提出すること。

### ⑤提案書

提案書は上表による。各様式は「様式集」に従い、様式毎に指定された形式を使用して作成すること。

### ⑥提案書の作成要領

提案書は、各様式の所定の欄に、参加資格の確認結果の通知に記載した提案書番号を記載すること。また、各様式は様式集記載の作成要領に従い作成すること。

### ⑦本事業に関する提案内容を記載した提案書の取扱い

#### ア 著作権

本事業に関する提案書の著作権は応募グループに帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他市が必要と認める時には、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募グループから提出された資料については、本事業の公表以外には応募グループに無断で使用しないものとする。

#### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び外国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募グループが負うものとする。

#### ウ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

#### エ 複数提案の禁止

応募グループは、1つの提案しか行うことができない。

#### オ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

#### カ 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### ⑧応募に当たっての留意事項

#### ア 入札説明書の承諾

応募者は、入札説明書の記載内容を承諾の上、応募すること。

#### イ 費用負担等

提案書の作成及び提出等応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

#### ウ 入札の棄権及び辞退

提案書番号の交付を受けた応募グループが、提案書の提出期限までに提出しない場合は、棄権したものとみなす。参加資格の確認結果の通知を送付された応募グループが入札を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を持参すること。

#### エ 公正な入札の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 23 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を実施できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させず、又は入札を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

#### オ 入札の中止・延期

入札が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、入札を延期し、若しくは取り止めることがある。

#### カ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ・参加資格がない者による応募
- ・代表企業以外の者による応募
- ・応募書等に虚偽の記載をした者による応募
- ・記名押印のない応募書による応募
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- ・応募者及びその代理人のした 2 以上の応募
- ・その他応募に関する条件に違反した応募

### (5) 上限価格

上限価格 : 291,345,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 落札者の選定及び決定

### (1) 選定の体制

市は、本事業において入札を実施するに際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われるよう審議を行うことを目的として、倉敷市琴浦公民館建替事業者選定委員会（以下「選定委員会」とする。）を設置する。

倉敷市琴浦公民館建替事業者選定委員会

氏 名	所 属
岩 藤 百 香	川崎医療福祉大学 医療福祉マネジメント学部医療福祉デザイン学科
中 村 陽 二	岡山県建築士会 有限会社リスブ
福 濱 嘉 宏	岡山県立大学 デザイン学部デザイン工学科



松 枝 由 紀	—
川 原 伸 次	倉敷市教育委員会

(順不同、敬称略)

応募者が故意に委員に接触し、不正行為を行ったと認められる場合は、審査対象から除外することとする。

なお、民間事業者の入札、審査及び落札者の決定の過程において、応募者がいないなどの理由により、本事業を事業者が実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

## (2)選定の方法

### ①審査の基準

選定委員会において、入札の公告時に公表する落札者決定基準に基づき、提案内容を総合的に審査する。審査の内容についての詳細は、入札説明書と併せて公表する落札者決定基準による。

なお、応募グループが1グループのみの場合でも、入札は有効に成立するものとする。

### ②提案内容に関するヒアリングの実施

応募グループに対して令和元年7月30日(火)午後または31日(水)午前に提案内容に関するヒアリングを実施する。ヒアリングは、選定委員会において応募グループが提案内容に関するプレゼンテーションを行い、委員が質疑等のヒアリングを行うことを想定している。実施日時及び開催場所、進行等の詳細については、応募グループの代表企業に対して後日連絡を行う。

## (3)落札者の決定及び公表

### ①落札者の決定

市は、(2)の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

### ②結果及び評価の公表

入札結果は、令和元年8月上旬に応募グループの代表企業すべてへ文書で通知し、併せて審査結果を市民学習センターのホームページ上で公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

## 第4 契約に関する基本的な考え方

### 1 契約内容についての協議

市は提案内容に基づき、落札者と契約内容についての協議を行い、当該協議の内容に基づき、落札者と契約を締結するものとする。

### 2 契約保証金等

落札者は、契約の成立と同時に以下のとおり契約保証金の納付等を行わなければならない。  
設計に係る対価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の10%以上、建設に係る対価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の10%以上の額を契約保証金として市へ支払う。有効期間は契約の締結日から全ての施設の整備完了までとする。なお、有価証券等の提供又は銀行若しくは市が確実と認める金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

履行保証保険については、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約の締結後速やかに当該履行保証保険契約の保険証券を市に提出するものとする。

### 3 前払金・中間前払金及び部分払について

前払金については、解体・設計・建設工事の各事業費ごとに、倉敷市が発注する工事請負及びコンサルタント業務委託の例に準じて前金払をすることができるものとする。また、中間前金払は行わない。

前金払の制度が適用されない工事監理業務については、履行期間中1回のみ部分払ができるものとする。

### 4 仮契約及び契約の締結

市は、落札者と入札説明書等に基づき契約に関する協議を行い、令和元年年8月に仮契約の締結を予定している。なお、仮契約は市議会における契約の議決を経て本契約となる。市議会への議案上程は、令和元年9月議会を予定している。

落札者の代表企業又は構成企業のいずれかが、契約の締結までの間に参加資格要件を満たさなくなったときは、市が応募者の補充を認める場合を除いて、失格とする。

### 5 入札及び契約締結に伴う費用負担

応募に係る費用及び契約締結に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

### 6 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。

また、本事業に関する紛争については、岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第5 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 債務負担行為の設定

本事業の事業費は、平成31年2月議会において債務負担行為の設定を行っている。

### 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開請求があった場合は、市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

ただし、提案書のうち、提案提出書、要求水準に関する誓約書、提出書類チェックリスト、施設整備に関する提案書（表紙）、事業実施に関する提案書（表紙）、設計図書提案書（表紙）、建築概要、入札書、委任状（開札の立会い）以外は公開しない。

本事業に関する情報提供は、倉敷市教育委員会ライフパーク倉敷市民学習センターのホームページ等を通じて適宜行う。

### 3 市からの提示資料の取り扱い

市が提供する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

### 4 本事業に関する担当部署

名 称	倉敷市教育委員会ライフパーク倉敷市民学習センター
電 話 番 号	086-454-0011
ファックス番号	086-454-0305
電子メールアドレス	l-lpk@city.kurashiki.okayama.jp
ホームページアドレス	<a href="http://www.kurashiki-oky.ed.jp/lpk-shimin-gakusyu-c/">http://www.kurashiki-oky.ed.jp/lpk-shimin-gakusyu-c/</a>